

掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の以下3(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 掲示日 令和6年11月1日
- 2 発注者
独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 担当部長 村上 徹
- 3 業務概要
 - (1) 件名 UR奈良営業センター等シュレッターの賃貸借
 - (2) 業務内容 別紙5仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで
 - (4) 履行場所 別紙5仕様書による。
- 4 競争参加資格
 - (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 都市再生機構西日本地区における令和5・6年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。）
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
 - (3) 競争参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
 - (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）
 - (5) 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。
- 5 担当部署
 - (1) 申請書等について
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号
ハービスエントオフィスタワー12階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 営業企画課 電話 06-6346-7724
 - (2) 令和5・6年度の一般競争参加資格について
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 調達管理課 電話 06-4799-1035

- (3) 入札・契約手続について
上記(1)に同じ。

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記 4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記 4(2)の事項を満たしていなければならない。

なお、①の期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 申請書等の提出期限
令和 6 年 11 月 29 日（金）午後 4 時
 - ② 申請書等の提出場所
上記 5(1)に同じ。
 - ③ 申請書等の提出方法
持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は書留郵便で同日同時刻必着とし、郵送した旨を電話で連絡すること。また、封筒に「申請書在中」と朱書すること。
- (2) 申請書等は、**別紙 6**様式 1～様式 3 に必要書類を添付して作成すること。
- ① 一般競争参加資格登録状況
当年度に有効な物品購入等の契約に係る一般競争参加資格の登録状況を**別紙 6**様式 1 に記載し、有資格者名簿の該当部分を提出するか、または登録番号を記載すること。
ただし、認定申請中の場合は、受付票又は受付通知票の写しを添付すること。
なお、受付票、受付通知票のいずれの書類もない場合は、その旨を上記 5(1)に連絡すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 6 年 12 月 5 日（木）までに通知する。
- (4) その他
- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書等は、返却しない。
 - ③ 発注者は、提出された申請書等を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は、認めない。
 - ⑤ 入札参加者は、**別紙 1**入札及び見積心得書（物品購入等）を熟読し、入札心得を遵守すること。

7 同等品の認定申請及び認定判定

- (1) **別紙 5**仕様書の基準品以外で応札しようとする場合は、様式 3 「同等品申請書」により申請を行い、当機構の審査を受け、認定を受けなければならない。

- ① 提出期限
上記 6(1)①に同じ。
- ② 提出場所
上記 5(1)に同じ。
- ③ 提出方法

- 上記 6(1)③に同じ。
- (2) 同等品の認定判定は、「認定結果回答書」の閲覧をもって行う。
- ① 閲覧期間
令和 6 年 12 月 11 日（水）から令和 6 年 12 月 18 日（水）までの午前 10 時から午後 4 時まで（ただし、土曜日、日曜日並びに、正午から午後 1 時の間は除く）
- ② 閲覧場所
上記 5(1)に同じ。
- 8 掲示文兼入札説明書等に対する質問
- (1) この掲示文兼入札説明書等（仕様書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期限
令和 6 年 12 月 6 日（金）午後 4 時
- ② 提出場所
上記 5(1)に同じ。
- ③ 提出方法
質問書の提出期限までに持参又は郵送とする。持参する場合はあらかじめ電話等により上記 5(1)に連絡のこと。郵送による場合は書留郵便とし、封筒表面に「質問書在中」と朱書きの上、同日同時刻必着とする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間
上記 7(2)①に同じ。
- ② 閲覧場所
上記 5(1)に同じ。
- 9 入札書の提出期限及び場所等
- (1) 提出期限
令和 6 年 12 月 18 日（水）午後 4 時
- (2) 提出場所
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目 2 番 22 号
ハービスエントオフィスタワー12 階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 営業企画課 電話 06-6346-7724
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。
- 10 開札の日時及び場所
- (1) 開札日時
令和 6 年 12 月 19 日（木）午前 10 時
- (2) 開札場所
大阪府大阪市北区梅田二丁目 2 番 22 号
ハービスエントオフィスタワー12 階
独立行政法人都市再生機構西日本支社 会議室
- (3) 入札者の開札への参加（立会い）は必須ではない。
- 11 公正な入札の確保
入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札方法

- (1) 入札書に記載する金額は、総額を記載すること。
項目単位当たりの単価には、調達物品の価格のほか、輸送費等の納入場所までの引渡しに要する一切の経費を含めるものとする。
別紙2により入札書及び入札額内訳書を作成し、提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 入札の無効

本揭示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を1者決定する。

16 手続きにおける交渉の有無 無

17 契約書作成の要否 要

本入札に係る契約は落札者所定の契約書を基本として行うこととするが、内容は当機構と協議して調整すること。また、契約書に優先する事項として、別紙4特約条項（案）を締結するものとする。

18 支払条件 原則、毎月払

19 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づき、適切な管理能力を有していること。
- (5) 機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
- なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。
- また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。
- ① 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
 - ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 公表する情報
上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名
 - ロ 機構との間の取引高
 - ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
 - ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
- イ 契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高
- ④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以上

別紙1

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるとこ

ろにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかななければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

- 六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 七 明らかに連合によると認められるとき。
- 八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終了した後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。

ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入 札 書

金 _____ 円也（総額：税抜）

※ 入札額内訳書を添付

ただし、UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借

上記の金額で上記の業務を請け負いたく、契約書案、入札心得書及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入札額内訳書

入札価格の内訳（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を記載し、入札書に添付し提出すること。

.....(件名) UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借.....

部署等	月額 (A) (税抜)	台数 (B)	月数 (C)	(A×B×C) (税抜)
UR奈良営業センター	円	1	60	円
住宅経営部 法人・宅建営業課	円	1	60	円
その他※必要に応じて内容等記載 ()				円
合計 (税抜)			入札書記載額→	円
月額 (合計÷60ヵ月) (税抜)				円

※ 入札額内訳書の合計と入札書の金額が大きく相違する場合、その入札書は無効とする。

(中封筒見本)



- ※ 押印を省略する入札書を提出する場合は「(押印省略)」と朱書きすること。
- ※ 「委任状」は封入しないこと。
- ※ 「使用印鑑届」(「印鑑証明書」添付)を同時に提出の際は、同封しないこと。
- ※ 業者登録番号の記載又は有資格者名簿(記載部分)については、下記 URL に有資格名簿にて確認の上、記載すること。
<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>
- ※ 競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
- ※ 提出された入札書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

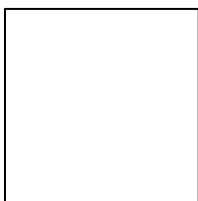
入札に係る提出書類について

- 1 代表者又は代表者から委任を受けた代理人が押印した入札書を提出される場合、並びに契約締結される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。）
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。）
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合は、委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）を提出してください。
- 4 開札時に立ち会いされる場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

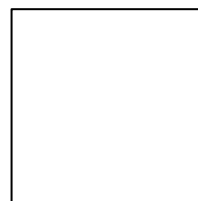
以 上

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

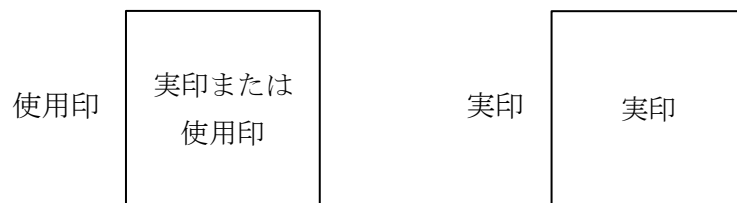
独立行政法人都市再生機構西日本支社

住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使用印鑑届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日 ← 提出日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件
- 2 契約に関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
 - 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構西日本支社

住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

(委任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

(受任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

注1 委任事項は、明確に記載すること。

注2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

特約条項（案）

賃借人独立行政法人都市再生機構（以下「賃借人」という。）及び賃貸人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「賃貸人」という。）が、賃借人賃貸人間に令和〇年〇〇月〇〇日に締結した「UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借」（以下「本契約」という。）に関して、次のとおり特約条項を定める。この特約条項は、本契約と一体のものとし、本契約の契約条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第1条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第2条 賃貸人は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、賃借人が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（搬出入費用）

第3条 シュレッダー搬出入に伴う費用については、それらが賃借人の事情による場合は、賃貸人は賃借人に対しその費用を契約金額とは別に請求することができるものとする。ただし、本契約締結に伴うシュレッダー据え付けにかかる搬入に伴う費用は賃貸人の負担とし、契約金額に含むものとする。また、契約満了後のシュレッダー返還にかかる搬出に伴う費用についても同様とする。

（仕様書等の変更）

第4条 賃借人は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を賃貸人に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、賃借人は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、賃借人が負担する費用の額は、賃借人と賃貸人とが協議して

定めるものとする。

(損害の負担)

第5条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、貸貸人の負担とする。ただし、その損害が借借人の責めに帰すべき理由によるものである場合には、借借人が負担するものとする。

(借借人の任意解除権)

第6条 借借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第8条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 借借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、貸貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、借借人と貸貸人とが協議して定めるものとする。

(借借人の催告による解除権)

第7条 借借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第1条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(借借人の催告によらない解除権)

第8条 借借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第1条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 貸貸人がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 貸貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は貸貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、貸貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、貸貸人がその債務の履行をせず、借借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第9条又は第10条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(貸貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、貸貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 貸貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、借借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

九 第13条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(借借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第9条 第7条又は前条各号に定める場合が借借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(貸貸人の催告による解除権)

第10条 貸貸人は、借借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(貸貸人の催告によらない解除権)

第11条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する

ことができる。

一 第4条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(貸貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条又は前条各号に定める場合が貸貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、貸貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(貸借人の損害賠償請求等)

第13条 貸借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 第7条又は第8条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、貸貸人は、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として貸借人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第7条又は第8条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、貸借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条の2 貸貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、貸貸人は、貸借人の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貸借人の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、賃貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。
- （賃貸人の損害賠償請求等）
- 第14条 賃借人の責めに帰すべき理由により請求をおこなったときから起算して30日以内に契約代金の支払いがなされない場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。
- （シュレッダーの返還）
- 第15条 この契約が満了、解約等により終了した場合、賃借人は、シュレッダーを速やかに賃貸人まで返還するものとする。

(賠償金等の徴収)

第16条 貸貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、貸貸人から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第17条 貸貸人は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(適用法令)

第18条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、賃借人と貸貸人とが協議して定めるものとする。

この特約条項締結の証として、本書2通を作成し、賃借人貸貸人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 住 所 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
住宅経営部 担当部長 村上 徹 印

貸貸人 住 所
氏 名

印

別紙5

仕 様 書

1 件名

UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借

2 納入・履行場所

部署等の名称	住所・電話	営業時間（定休日）
UR奈良営業センター	〒631-0805 奈良市右京一丁目4番地 サンプラザひまわり館2階 (電話：0742-71-5561)	9：30～18：00 (水曜日、年末年始)
住宅経営部 法人・宅建営業課	〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階 (電話：06-6346-7724)	9：15～17：40 (土・日曜日、祝日、 年末年始)

3 業務内容

シュレッダーの納入・据付け並びに賃貸借

4 基準品及び数量

部署等の名称	機器の品名・品番	数量
UR奈良営業センター	明光商会 MSシュレッダー・F70P	1台
住宅経営部 法人・宅建営業課	明光商会 MSシュレッダー・F70P	1台

5 搬出入に伴う費用

シュレッダーの据え付けにかかる搬出入に伴う費用は賃貸人の負担とし、契約金額に含むものとする。また、契約満了後のシュレッダー返還にかかる搬出入に伴う費用についても同様とする。

6 納入時期

令和7年1月31日まで

7 履行期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（5年間）

8 製品等

- (1) 日本国内で市販されている製品であり、4記載の条件を満たす未使用品（中古品又は新古品は不可）とする。
- (2) グリーン購入法対象となる製品は、当該法の判断基準を満たしていること。

9 納入方法・据付け・検査・引き渡し

- (1) 納入場所への納入・据付けの日時等詳細は、事前に賃借人と協議し、その同意を得たうえで確定すること。また、納入までの間の製品は、賃貸人で保管すること。
- (2) 納入は、納入場所において、賃借人立会いのもと行う。賃借人は本仕様書で定めた要件を満たしていることを確認する検査を行い、合格と認めた後に引き渡しを受けるものとする。
- (3) 搬出入にあたっては、納入場所のビルの指定条件に従うこと。
- (4) 搬出入の際は、防護材等を設置し、建物や什器等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、賃貸人の負担によって速やかに原状回復を行うこと。
- (5) 搬入にあたっては、納入先のビル管理者の規則、交通法規制を遵守し、他入居者、近隣等とのトラブルのないよう細心の注意を払うこと。また、納入先のビル管理者に必要な届出を行い、搬入時の車両等はビル管理者の指示に従うこと。
- (6) 搬入後、賃貸人が責任をもって搬入防護材等を速やかに撤収し、清掃を行い、不要となる梱包材等は適切な方法で処理すること。
- (7) 納入品は直ちに使用できる状態として、賃借人が指定する場所まで運搬し、設置すること。

10 保証

納入完了後の検査合格から1年以内に、賃借人の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、賃貸人は無償で納入品の修理又は交換を行うものとする。なお、1年以上の保証期間がある製品については、その保証期間とする。

11 保守

本業務に保守業務は含まない。

12 作業時間

作業工程の詳細は落札者が立案し、あらかじめ借借人の確認を受けること。

13 法令等の遵守

本業務の履行に際し、関係法令等を遵守すること。法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施すること。

14 秘密の保持

本業務遂行上知り得た借借人の業務上の秘密を第三者へ漏らしてはならない。

15 その他

- (1) 借借人担当者等に対し、製品の取扱い説明等を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は両者協議の上決定するものとする。

以 上

別紙6

(様式1)

本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）： ※以下、当てはまる□にチェック・記載

申請中⇒新規又は更新 工種等追加 地区追加

済⇒有資格者名簿の該当部分を提出又は登録番号記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

担当者部署

氏 名

電 話 番 号

令和6年11月1日付けで掲示のありました「UR奈良営業センター等シュレッターの賃貸借」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書 ※（様式2）添付
- 2 同等品申請書（様式3）の写し ※ 同等品で応札する場合のみ。

(様式2)

会 社 概 要 書

称号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本 店	所在地	
	電話番号	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号	
	所在地	
	電話番号	
	所在地	
	電話番号	

※ 会社案内等を添付すること。

(様式3) ※ 同等品で応札する場合のみ。

同等品申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

住宅経営部 担当部長 村上 徹 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

担当者部署

氏 名

電 話 番 号

令和6年11月1日付けで掲示のありました「UR奈良営業センター等シュレッダーの賃貸借」に係る入札において、仕様書記載の物品と同等又は同等以上の物品として、下記に記載の物品をもって応札したく申請いたします。

記

提案する物品

・メーカー

・製品名

・品番

・規格・仕様

※ カタログ（原本）を添付すること。

以 上